全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会規約

第|章 総 則

(名称)

第 | 条 本会は、全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会という。

(以下、本会という。)

(事務所)

第2条 事務所を東京都豊島区南大塚3丁目43―11福祉財団ビル6階におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は全国の知的障害教育校PTA(以下、単位PTAという。)相互の健全な発展と協調を図ると共に、 知的障害教育の向上、発展を促進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (I) 各単位PTAの健全な発展のための事業および連絡調整ならびに情報提供
 - (2) 知的障害教育の発展向上の促進
 - (3)知的障害児の福祉増進
 - (4)特別支援教育に関する諸団体及び関係機関に対する協力
 - (5) 会員相互の研鑽ならびに親睦
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、単位PTAの会員を以って構成する。

第4章 役 員

(役員)

- 第6条 本会に下記の役員をおく。役員数は役員構成細則による。
 - (1) 会 長
 - (2) 相談役
 - (3) 副会長
 - (4)理事

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 相談役は本会の諸会議に参加し、相談・指導にあたる。
 - (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時や会長が欠けたときはあらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。その順位は役員構成細則による。
 - (4) 理事は会長・副会長を補佐し、会務を行う。

(会計監査)

- 第8条 会計監査を行う監事を若干名おく。
 - 2 監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員および監事の選出)

第9条 役員および監事の選出は次のとおりとする。

役員は本会の会員で、各地区P連より推薦のあった者を対象とする。全国役員会の承認を経て総会の決議により決まる。

2 監事は、会長が指名する。

(役員および監事の任期)

- 第 10 条 役員および監事の任期は1年とする。但し、再任はさまたげない。
 - 2 補欠または増員により選任された役員および監事の任期は、前任者若しくは現在者の残任期間とする。
 - 3 役員および監事は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員および監事の解任)

- 第 II 条 役員および監事が次の各号に該当するときは、役員会の決議により、会長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

- 第12条 本会に顧問5名以内をおくことができる。
 - 2 顧問は会長が委嘱する。
 - 3 顧問は会務について会長の諮問に応じる。
 - 4 顧問の任期は1年とする。但し、再任はさまたげない。
 - 5 顧問は総会および各会議に出席することができる。

第5章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は単位PTA代表で構成する。

(総会の権限)

第 14 条 総会は、本会の最高決議機関である。

(総会の種類)

- 第15条 総会は定時総会および臨時総会とする。
 - 2 定時総会は年 | 回開催する。形式は対面総会あるいは書面(電磁的方法を含む)総会とする。
 - 3 臨時総会は役員会および会長が必要と認めたとき、または都道府県代表者の3分の I 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時には、請求のあった日から20日以内に開催しなければならない。

(総会の成立要件)

第 16 条 総会は単位 P T A の代表者の過半数の出席(電磁的方法による委任状および書面表決書を含む)を以って成立する。

(総会の決議)

第 17 条 総会決議は出席者(電磁的方法による委任状および書面表決書を含む)の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第6章 役員会

(役員会)

- 第19条 役員会は次のとおりとし、必要に応じて随時開催し、会長がこれを招集する。
 - (1) 全国役員会
 - (2) 会長・副会長会
 - 2 通知した決議事項について、役員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。

(審議事項)

- 第20条 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 本会の重要事項
 - (2)総会に提出する議案や報告
 - (3) その他、本会の事業の推進に必要な事項
 - 2 会長・副会長会は、早急措置を必要とする会務について協議する。

(役員会の定足数)

第21条 役員会は役員在員数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き決議することはできない。やむを得ない 理由のため役員会に欠席の時は、書面または電磁的記録の提出を以って出席とする。

(議長)

第22条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第7章 事務局および参与

(事務局の設置および構成)

- 第23条 本会に事務を処理するための事務局を設ける。
 - 2 事務局長および事務局次長は、全国役員会の承認を得て会長が任免する。
 - 3 事務局長は、事務局に必要な職員を状況に応じて配置することができる。
 - 4 事務局長および事務局次長は理事となる。

(参与)

- 第24条 本会に参与3名以内をおくことができる。
 - 2 参与は会長が委嘱する。
 - 3 参与は会務について会長の諮問に応じる。
 - 4 参与の任期は1年とする。但し、再任はさまたげない。

第8章 経 理

(経費)

第25条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金その他の収入によって支弁する。

(会費)

- 第 26 条 本会の会費は、会員の児童・生徒 I 人 200 円とし、各単位 P T A を通して納入する。但し、同一校にきょうだいがいる場合は、世帯数とする。
 - 2 特別な事情がある場合は、役員会の承認を経て免除される。

(決算)

第27条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は、毎年4月 | 日に始まり翌年3月3| 日に終わる。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の取扱い)

第 29 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、「個人情報取扱方法」に 定め、適正に運用するものとする。

第10章 付 則

第30条 本規約は総会の決議を経なければ変更することはできない。

第31条 本規約は昭和43年6月13日より実施する。

[この会の運営に関しては別に細則を定める]

平成 24 年 6 月 29 日一部改正 平成 25 年 6 月 28 日一部改正 令和 元年 6 月 21 日一部改正 令和 7年7月 4日一部改正